

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年 5月10日
【会社名】	株式会社ナガオカ
【英訳名】	NAGAOKA INTERNATIONAL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅津 泰久
【本店の所在の場所】	大阪府貝塚市二色北町 1番15号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っています。)
【電話番号】	(0725) 21-5750 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 楯本 智也
【最寄りの連絡場所】	大阪府泉大津市なぎさ町 6番 1号
【電話番号】	(0725) 21-5750 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 楯本 智也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 930,528,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,436,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 本有価証券届出書に係る新株式発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成29年5月10日開催の取締役会決議によるものです。なお、会社法第206条の2第4項の定めにより、総株主（株主総会において議決権を行使することができない株主を除きます。）の議決権の10分の1以上を有する株主から、本第三者割当増資に反対する旨の通知がなされた場合には、株主総会決議による承認を受ける必要があります。
2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価格の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	1,436,000株	930,528,000	465,264,000
一般募集			
計（総発行株式）	1,436,000株	930,528,000	465,264,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価格の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は465,264,000円です。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
648	324	100株	平成29年6月2日（金）		平成29年6月2日（金）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 当社は、割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。
3. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
4. 申込方法は、総数引受契約を締結するものとし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ナガオカ 本社	大阪府泉津市なぎさ町6番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 富田林支店	大阪府富田林市本町18番27号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
930,528,000	25,000,000	905,528,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用、弁護士費用、ファイナンシャルアドバイザー手数料、有価証券届出書等の書類作成費用及びその他費用の概算です。

(2)【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額（百万円）	支出予定時期
設備移転費用	100	平成29年9月
運転資金	745	平成29年6月～平成30年4月
新規設備購入	60	平成29年9月～平成29年11月

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金その他安全性の高い方法で管理する予定です。

2. 本第三者割当増資は、割当予定先である株式会社ハマダ（以下「割当予定先」又は「ハマダ」といいます。）との関係を強化することによる当社の企業価値向上を図ること、及び、調達した資金の活用による当社の収益力の改善に向けた利益率の改善及び財務体質の安定の実現を目的としており（詳細については第3 6 (1) a. 「大規模な第三者割当を行うこととした理由」を参照ください。）、手取金の使途としては、概算で以下のとおり予定しております。

設備移転費用（100百万円）

当社は、平成18年3月に大阪府貝塚市に工場を新設し、平成24年4月に中華人民共和国大連市に日立造船株式会社（以下「日立造船」といいます。）と共同出資で那賀日造設備（大連）有限公司（以下「大連子会社」といいます。）を設立しております。これらの工場は、石油精製及び石油化学プラントで使用されるスクリーンを使った内部装置「スクリーン・インターナル」（以下「インターナル」といいます。）の製造を主として行ってまいりました。しかしながら、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社を取り巻くエネルギー事業の環境は、近年の原油価格の低迷による先行きの不透明感から、需要の縮小が継続しており、価格競争はより一層激化してまいりました。

このような状況下において、当社グループといたしましては、事業環境並びに市場の規模から勘案すると、現状の貝塚工場と大連工場における製造設備は過剰であるとの判断から、平成29年5月10日開催の取締役会において、製造設備の規模縮小と稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を目的として、貝塚工場をハマダの化工機工場（兵庫県姫路市網干区浜田字南新々田1604）の隣接地へ移転すること、及び貝塚工場売却に向けた具体的な検討を開始することを決議いたしました。その移転に関連する費用（工場柱補強工事費、工場床コンクリート工事費、電気設備工事費、動力電気設備工事費、配管工事費、クレーン設備工事費及びその他工場移転費）として計100百万円を充当する予定です。

運転資金（745百万円）

当社の連結子会社である大連子会社において、平成29年4月26日付「子会社による大口受注に関するお知らせ」（以下「大口受注のお知らせ」といいます。）で開示している大連市・長興島での大型プラント案件（平成30年6月期売上見込み約632百万円）を恒力石化（大連）煉化有限公司（中国遼寧省大連長興島経済区長松路298号）から受注したこと、及び浙江石油化工有限公司（浙江省舟山市定海区⁴⁴城街道翁山路555号大宗商品交易中心5201室）が主体の浙江省・寧波での大型プラント案件（平成30年6月期売上見込み約631百万円）の受注獲得に向けて交渉を進めていることから、これらの案件において販売代金の受取に先行して支出が必要な資材購入費用等の運転資金として計745百万円を充当する予定です。

新規設備購入（60百万円）

現在清算中の那賀（瀋陽）水務設備製造有限公司（以下「瀋陽子会社」といいます。）が所有している、最新のスクリーン製造機（以下「那賀製造機」といいます。）の購入費用として計60百万円を充当する予定です。那賀製造機を購入する目的は、()移転を決定した貝塚工場に設置されているスクリーン製造機（以下「貝塚製造機」といいます。）は、取水スクリーンの製造又はインターナルの製造のどちらかに限られており、製造効率が悪く、また、老朽化が進んでいることから製造能力対比で移転コストが高額になること()那賀製造機は、取水スクリーン及びインターナル両方の製造が可能となるた

め、製造ラインの調整が不要となり、製造工程における効率化が図れること、()那賀製造機は当社グループが保有する技術ノウハウをもとにカスタマイズしており、他社へ売却をすることは技術漏洩に繋がる可能性があることから、貝塚工場から製造拠点を移転するにあたり、貝塚製造機を移転するのではなく、瀋陽子会社より購入することを予定しております。なお、当社は、瀋陽子会社の清算にあたり、平成29年11月に瀋陽子会社から26百万円を回収することを予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社ハマダ
本店の所在地	兵庫県姫路市網干区新在家1261番地の12
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 帽田 泰輔
資本金	55,020千円
事業の内容	プラント建設工事、機械設備の製造、土木建築一式工事等
主たる出資者及びその出資比率	株式会社ハマダコム 100%

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	350,000株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社は、ハマダに対して、インターナル等の製造委託を行っております。

(注) 本有価証券届出書提出日現在における情報を掲載しております。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成16年11月に当社の前身である旧株式会社ナガオカよりエネルギー事業及び水事業を譲り受け、新たに事業を開始しました。エネルギー事業においては、石油精製及び石油化学プラントで使用されるインターナルの製造・販売を行っております。インターナルとは、石油精製、石油化学、肥料プラントの心臓部である反応塔内で、原料の原油や天然ガスを変化させ、反応、抽出、分離を行う触媒をサポートする内部装置であり、インターナルを経由して化学繊維やプラスチック、ペットボトル等、私たちの暮らしに欠かせない様々な製品が作られております。水事業においては、超高速無薬注生物処理装置(以下「ケミレス」といいます。)等の設計・製造・施工・販売・メンテナンス、取水用スクリーン及び建築・土木分野の建設向け排水用スクリーンの製造・販売を行っております。ケミレスとは、地下水に含まれる飲用基準を超える濃度の鉄分やマンガンなどの金属イオン及びアンモニア態窒素、ヒ素などの無機物を、溶存酸素を使った接触酸化処理並びに硝化菌や鉄分バクテリアなどの生物処理で水処理する装置であり、無薬注でかつ超高速の水処理が可能であることから、薬注処理では排出されてしまう産業廃棄物を出さない等、環境にやさしいという特長があります。これらの製品を用いて取水・水処理された地下水は、生活用水、工業用水、農業用水等に幅広く利用されております。

しかしながら、当社を取り巻く事業環境は、エネルギー事業において、近年の原油価格の低迷による先行きの不透明感から、プラント・オーナーの投資判断が慎重になる状況が続いており、多くのプロジェクトで受注予定時期に遅れが発生しておりました。平成29年6月期の上半期も需要の縮小が継続しており、加えて、()平成26年中頃から、インターナル製造業者の選定プロセスにおける従来の当事者間での交渉により選定する営業ネゴシエーション形式から競争入札により選定するオークション形式に変更となったこと、()競合他社における製造設備の強化による製造能力が拡大したこと、()新たな準サプライヤーが現れたこと等により、価格競争はより一層激化してまいりました。

また、水事業の環境は、国内では取水事業やケミレスの導入需要が底堅く存在する一方、海外においては、中国やマレーシア等の水不足が深刻化する地域において需要が存在し、当社は積極的に営業活動を行いましたが、()

中華人民共和国延寿県の水務局でケミレス採用の意向は示されているものの未だもって検討中の段階であること、()アメリカでは、ケミレスが六価クロム除去の実験には成功しているものの技術選定に大幅な遅れが生じていること、()マレーシアでは、地下ダム案件の入札に参加したが失注したことを理由に、実績は伴いませんでした。

このような事業環境下において、当社は、平成28年6月期に大幅な経常損失を計上し、加えて、平成29年6月期の業績見込も経常赤字となったことで、継続企業の前提に関する注記が付されている状況のみならず、複数の金融機関と締結しておりますコミットメントライン契約に規定する財務制限条項の「平成27年6月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における報告書等における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと」に抵触する見込みとなったことから、期限の利益を喪失する可能性があり、また、金融機関における与信の悪化から、海外入札案件において金融機関による契約履行保証が得られない状況にあります。なお、上記のコミットメントラインは、当社グループが受注する案件に紐付いた融資であり、返済原資は案件により得られる売上債権であるため、本第三者割当増資により調達する資金を借入金の返済に充当することは企図しておりません。また、金融機関に対し、本第三者割当増資を行うことを前提に、請求失期権を事前に放棄するよう、協議を進めております。

したがって、当社は、平成29年2月9日付「第2四半期(累計)連結業績予想との差異及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、収益力の改善に向けた利益率の改善及び抜本的なコスト削減とあわせて、財務体質の安定に向けて、当面の事業資金の確保を目的とした取引金融機関から支援を得るべく協議することに加え、資本の充実を図るため、第三者からの出資受け入れ等についても検討を行ってまいりました。

当社は、複数の支援候補先の中から、当社を取り巻く事業環境及び当社の経営方針や事業戦略等に理解が頂けること、及び中長期的に当社の企業価値向上に向けた支援を頂けることを重要な割当候補先の条件として具体的検討を行いました。

その結果、過去から当社と取引関係があり、また資本関係も他の候補先より強い筆頭株主であるハマダが、当社の考える条件に該当するとの結論に至り、当社の経営方針及び本第三者割当増資の目的等について説明を行い、本第三者割当増資についての協議・交渉を行って参りました。

ハマダとの協議・交渉の結果、当社は、収益力の改善に向けた利益率の改善及び財務体質の安定を図る為には、ハマダとの資本関係を強化することで、ハマダから経営面及び工場運営面での助言を得ると共に、ハマダとの製造委託関係を強化し、製造設備の規模縮小と稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を図ることが、当社の企業価値向上に資するとの判断にいたりました。

以上の点から、当社はこの度、ハマダを割当予定先として選定し、平成29年5月10日開催の取締役会において、本第三者割当増資を行うこと、及び、当社を取り巻く事業環境並びに市場の規模から勘案すると、現状の貝塚工場と大連工場における製造設備は過剰であるとの判断から、製造設備の規模縮小と稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を目的として、貝塚工場をハマダの化工機工場の隣接地へ移転すること、及び貝塚工場売却に向けた具体的検討を開始することを決議いたしました。

ハマダは、プラント・エンジニアリングを主軸とし、石油化学・鉄鋼・電力・セメントなど各種産業プラントをトータルケアする多業種企業として確固たる経営基盤を有しており、当社が株式を公開する以前は、当社の主要株主として、当社の重要会議に出席し、経営面の助言及び工場運営面での助言を得てまいりました。現在においては、当社製品の製造委託先として、技術面、製造面等で強力なパートナーであります。ハマダへ委託している内容としては、製缶加工と言われる切断、曲げ加工、溶接等の溶接・組立て作業です。当社が製造しているインターナルは、高温・高圧・高腐食の厳しい環境下にある石油化学・石油精製プラントの内部で、触媒を支え、原料の流れを整流に維持する役割を果たしています。

インターナルは、プラントの性能を左右する重要機器であること、また、類似製品が少ないことから、当社が外部へ製造を委託する場合、製造委託先には、精密な溶接加工ができる技量、長年の経験で培われた製造技術が必須であり、また、当社との協業実績があり当社製品への理解が深いことも重要な要素となります。加えて、インターナルは製品サイズが大きく、製造過程で行う品質検査等を実施することが可能な大きなスペースや海上輸送が可能な立地であることも必要となります。

ハマダはこれらをすべて兼ね備えており、インターナルの認証サプライヤーである当社の製品供給を、長年にわたって支える代替先のない重要なパートナー企業です。

当社は、本第三者割当増資を通じて、貝塚工場をハマダの化工機工場の隣接地へ移転することにより、貝塚工場の製造設備の規模を縮小し、現在自社で行っていた工程(溶接、組立てなど)の一部をハマダに委託し、同社への委託率を引き上げることを予定しております。これらにより、製造設備の稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を図ることが可能となります。また、本第三者割当増資の結果、当社はハマダの子会社となりますが、上記に加え、ハマダから経営面及び工場運営面での助言を得ると共に、ハマダの信用力を背景に当社に対する金融機関からの与信も期待できることから、当社の経営面及び工場運営面のみならず、財務面からも当社の企業価値向上に資するものと考えております。

なお、第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、エクイティ・ファイナンス手法での公募増資、株主割当増資、新株予約権発行につきましては、事業運営上において必要と考える資金を迅速かつ確実に調達する手法としては、当社の経営状況・財務状況の下では、実現可能性は乏しいものと考えております。また、銀行借入れ

や社債による調達については、上記のとおり、今期の損失計上見込みにより既存の金融機関とのコミットメントライン契約に規定する財務制限条項に抵触する見込みであること、金利や手数料等の費用負担が増加することや自己資本比率の低下につながることを考慮すると、事業運営上において必要と考える資金を迅速かつ確実に調達する手法としては、当社の経営状況・財務状況の下では、実現可能性は乏しく、また、財務基盤の安定化の目的からも望ましいものではないと考えております。

以上の点から、他の手法と比較して、本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達手法であると判断しております。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,436,000株

e．株券等の保有方針

当社は、ハマダから、本第三者割当増資により取得する株式の保有方針について、安定株主として中長期的に継続して保有する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、当社は、ハマダから、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に、ハマダが本第三者割当増資により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告すること、並びに当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、ハマダより、ハマダ名義の金融機関の口座情報の写しを受領しており、平成29年4月21日時点の残高から、本第三者割当増資により発行する株式の払込に係る十分な現預金を保有しているものと判断しております。

g．割当予定先の実態

ハマダは、当社の主要株主である筆頭株主であり、当社とハマダとの間の従来からの資本上及び業務上の関係から当社が日々認識している情報によってハマダの社会的信用力の確認は十分に可能であること、また、当社は、過去の新聞記事やウェブサイトでの検索により、ハマダの役員及び主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有していないかを確認いたしました。

さらに、ハマダより、ハマダはコンプライアンス重視の経営を徹底しており、ハマダ並びにハマダの役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力がハマダの経営に関与している事実、ハマダ並びにハマダの役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持・運営に協力又は関与している事実、ハマダ並びにハマダの役員及び主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実は一切ないことを口頭及び書面にて確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

以上より、当社は、ハマダ、その役員並びに主要株主が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。

h. 特定引受人に関する事項

本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数1,436,000株に係る議決権数は14,360個であり、ハマダが同新株を全て引き受けた場合、ハマダは、当社の総議決権数の50.86%を保有することとなり、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当します。以下は、同項及び会社法施行規則第42条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所	株式会社ハマダ 兵庫県姫路市網干区新在家1261番地の12
(b) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数	17,860個
(c) 上記(b)の募集株式に係る議決権の数	14,360個
(d) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数	35,117個
(e) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する取締役会の判断及びその理由	後記「6 大規模な第三者割当の必要性、(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」をご参照ください。
(f) 上記(e)の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見	当社は、社外取締役を選任しておりませんので、社外取締役からの意見を入手しておりません。
(g) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の意見	当社監査役3名（いずれも社外監査役）は、平成29年5月10日開催の取締役会において、本第三者割当増資について、その必要性は明らかであり、また、資金調達手法・割当予定先は相当な理由に基づいており、かつ、発行数量・発行条件も相当であると判断する旨の意見を表明しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

発行価格につきましては、ハマダとの協議により、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成29年5月9日）までの東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の1ヶ月間（平成29年4月10日から平成29年5月9日まで）の終値の平均値693円（円未満切上げ）に対し6.5%のディスカウントをした648円（円未満切上げ）とすることといたしました。

なお、当該発行価格は、取締役会決議日の直前営業日（平成29年5月9日）の終値784円に対して17.3%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間（平成29年2月10日から平成29年5月9日まで）の終値の平均値692円（円未満切上げ）に対して6.4%のディスカウント、及び取締役会決議日の直前営業日までの6ヶ月間（平成28年11月10日から平成29年5月9日まで）の終値の平均値689円（円未満切上げ）に対して6.0%のディスカウントとなっております。

当社は、発行価格の決定にあたり、客観的な株価に基づいて決定することが重要であると考えております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると考えております。

当社株式の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における売買出来高は、平成29年1月18日付「第2四半期（累計）連結業績予想の修正に関するお知らせ」（以下「業績予想修正のお知らせ」といいます。）の開示以降、当社の決算発表の前後や、当社の業績に直接影響を与えない当社のビジネスに関連する報道等により、出来高が一時的に大幅に増加し、それに伴って株価が大きく変動する営業日が発生しております。業績予想修正のお知らせの開示以降、1日あたりの平均出来高は149,020株ありますが、出来高が大幅に増加し、株価が大きく変動した主な営業日は、当社が開示を行っていない営業日として、平成29年2月22日（出来高363,500株、前営業日終値対比17.0%上昇）、平成29年2月28日（出来高622,600株、前営業日終値対比14.0%上昇）、当社の開示が影響したと考えられる営業日として、平成29年1月19日（業績予想修正のお知らせの開示の翌営業日（出来高1,375,800株、前営業日終値対比29.9%下落））、平成29年2月10日（平成29年2月9日付「第2四半期（累計）連結業績予想との差異及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」の開示の翌営業日（出来高327,200株、前営業日終値対比14.7%下落））があり、当社株式は当社による開示の有無に関わらず、一時的に出来高が増加し、株価が大きく変動する傾向にあります。直近でも、大口受注のお知らせの開示以降、当社株式の出来高が大幅に増加（平成29年4月27日から5月9日までの1日あたりの平均出来高363,583株、当該期間の売買出来高の合計株数2,181,500株で、当社発行済株式総数2,101,000株の103.8%）しており、株価も大きく上昇（4月26日終値

670円、当該期間の高値920円(4月26日終値対比37.3%上昇)、取締役会決議日直前営業日の終値784円(4月26日終値対比17.0%上昇)しております。大口受注のお知らせの内容は、当社にとりましては前向きな内容である一方で、平成29年6月期通期連結業績予想に織り込み済であること、二期に亘り大幅な赤字を計上する見込みであり継続企業の前提に関する注記が付されている当社の現状を抜本的に改善するまでには至らない内容であること等を鑑みると、大口受注のお知らせの開示以降の当社株価の上昇は、当社の開示及び当社ビジネスに関連する報道等による過度な期待感の現れであると考えざるをえないことから、取締役会決議日直前営業日の終値は、必ずしも当社の企業価値を適切に反映しているとは言い切れないと判断いたしました。上記の理由から、発行価格が一時的な株価変動の影響を受けている可能性のある取締役会決議日直前日の終値のみを基準とするよりも、一定期間の平均値を採用する方が合理的であると考えられること、一方で、発行価格の決定にあたり、当社の開示に起因するものである大口受注のお知らせの開示以降の株価の上昇をあまりに希薄にするのは適切ではないと考えことから、直前営業日から1ヶ月間の平均株価が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断いたしました。

また、当該発行価格の決定の経緯ですが、当社は、平成28年6月期に大幅な経常損失を計上し、加えて、平成29年6月期の業績見込も経常赤字となったことで、継続企業の前提に関する注記が付されている状況のみならず、複数の金融機関と締結しておりますコミットメントライン契約に規定する財務制限条項に抵触する見込みとなったことから、期限の利益を喪失する可能性があり、また、金融機関における与信の悪化から、海外入札案件において金融機関による契約履行保証が得られない状況にあります。

そのような状況下で、当社は、当面の事業資金の確保及び資本の充実を目的とした財務体質の安定化が喫緊の課題であり、その課題を解決するためには、資金調達を迅速かつ確実に行うことが必要不可欠であるため、本第三者割当増資が当社の企業価値及び株主価値の向上に資するとの認識のもと、ハマダとの協議を踏まえ決定したものであり、当該1ヶ月間の終値の平均値に対する6.5%のディスカウントは、合理性があるものと考えております。

当社としては、上記のとおり、直前営業日から1ヶ月間の平均株価が当社の企業価値を客観的に示していると判断しており、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、発行価格に関する取締役の判断につき、本第三者割当増資の決定に関する取締役会に出席した監査役3名(いずれも社外監査役)全員から、業績予想修正のお知らせの開示以降、当社株式は当社の開示の有無に関わらず、一時的に出来高が増加し、株価が大きく変動する傾向にあり、直近でも大口受注のお知らせの開示以降、当社株式の出来高が大幅に増加しており、株価も大きく変動している状況の下においては、一時点の株価よりも一定期間の平均株価を用いることが望ましく、一方で、発行価格の決定にあたって、当社の開示に起因するものである大口受注のお知らせの開示以降の株価の上昇をあまりに希薄にするのは適切ではないとの判断から、過去1ヶ月間の平均株価を基準とすることは、特段不合理な点は認められず、上記発行価格は取締役会決議の直前取引日である平成29年5月9日の終値に0.9を乗じた金額を下回っているものの、基準としている過去1ヶ月間の平均株価に0.9を乗じた金額を上回っており、また、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の平均株価に0.9を乗じた金額もそれぞれ上回っていることから、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)にも準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は1,436,000株(議決権数14,360個)であり、取締役会決議前における発行済株式に係る議決権の数20,757個に対して、69.2%となり、本第三者割当増資は、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることとなります。

本第三者割当増資は、このような希薄化を伴いますが、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、製造設備の規模縮小と稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を目的とした工場設備移転費用、大連子会社での新規案件受注に伴う運転資金、及び製造工程の効率化を図るための設備投資に充当する予定であり、これらは当社の収益力の改善に向けた利益率の改善及び財務体質の安定を実現するためには、必要不可欠であると考えております。また、前記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資を通じて、ハマダとの製造委託関係の強化により収益率の改善を図ることが可能となります。また、本第三者割当増資の結果、当社はハマダの子会社となりますが、ハマダから経営面及び工場運営面での助言を得ると共に、ハマダの信用力を背景とした当社に対する金融機関からの与信も期待できることから、当社の経営面及び工場運営面のみならず、財務面からも当社の企業価値向上に資するものと考えております。

本第三者割当増資により大規模な株式の希薄化が生じることにはなりますが、調達した資金を活用して、二期に亘る大幅な赤字からの脱却を図り、恒常的に利益を出すことの出来る経営体質へ変革することは、中長期的には、当社の企業価値及び株主価値の向上に資すると見込んでおります。

以上により、中長期的には、当社の企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、既存株主の皆様にもご理解いただくことができる内容であり、発行数量及び希薄化規模について合理性があるものと考えております。

なお、ハマダは、当社の経営方針及び本第三者割当増資の目的等について十分にご理解いただいた上で、中長期的に保有する方針で引受けの意向を表明されていることから、本第三者割当増資が市場へ及ぼす影響は極力抑えられるものと考えております。

但し、本第三者割当増資は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、後記「6. 大規模な第三者割当の必要性、(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、大江橋法律事務所(後記「6. 大規模な第三者割当の必要性、(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」にて定義いたします。)に対し、本第三者割当増資に関して、その必要性及び相当性について意見を求めました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は1,436,000株(議決権個数14,360個)であり、取締役会決議前における当社の発行済株式に係る議決権の数20,757個に対して、69.2%の割合となり、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることになること、また、本第三者割当増資が行われた場合、ハマダは当社の支配株主(親会社)となるため、本第三者割当増資は大規模な第三者割当に該当することになります。

さらに、前記、「1 割当予定先の状況 h. 特定引受人に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当増資により割当予定先は特定引受人に該当することとなります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
(株)ハマダ	兵庫県姫路市網干区新在家1261番地の12	350,000	16.86%	1,786,000	50.86%
日立造船(株)	大阪市住之江区南港北1丁目7番89号	300,000	14.45%	300,000	8.54%
秋元 利規	東京都小平市	105,000	5.06%	105,000	2.99%
ダイセン・メンブレン・システムズ(株)	東京都港区港南2丁目18番1号 JR品川イーストビル	100,000	4.82%	100,000	2.85%
片山 晃	東京都千代田区	100,000	4.82%	100,000	2.85%
新生企業投資(株)	東京都千代田区大手町1丁目9番7号	74,800	3.60%	74,800	2.13%
(株)SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	71,900	3.46%	71,900	2.05%
東拓工業(株)	大阪市淀川区三津屋南1丁目1番33号	50,000	2.41%	50,000	1.42%
日名 耕太	岡山市北区	44,000	2.12%	44,000	1.25%
東京センチュリー(株)	東京都千代田区神田練堀町3	35,000	1.69%	35,000	1.00%
(株)南都銀行	奈良県奈良市橋本町16番地	35,000	1.69%	35,000	1.00%
計	-	1,265,700	60.98%	2,701,700	76.93%

(注) 1. 平成28年12月31日現在の株主名簿を基準としております。なお、当社は同日現在、自己株式を25,088株保有しております。本第三者割当増資前においては、総議決権は20,757個として、議決権所有割合を計算しております。

2. 本第三者割当増資後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年12月31日現在の総議決権20,757個に、本第三者割当増資(割当株式数1,436,000株)による増加する議決権数14,360個を加えて算出した数値であります。

3. 所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入して表記しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

a．大規模な第三者割当を行うこととした理由

前記、「1 割当予定先の状況 c．割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、収益力の改善に向けた利益率の改善及び抜本的なコスト削減とあわせて、財務体質の安定を目的に、当面の事業資金の確保を目的とした取引金融機関から支援を得るべく協議を行っております。また、資本の充実を図るため、第三者からの出資受入れ等についても検討を行ってまいりました。

当社は、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、製造設備の規模縮小と稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を目的とした工場設備移転費用、大連子会社での新規案件受注に伴う運転資金、及び製造工程の効率化を図るための設備投資する予定であり、これらは当社の収益力の改善に向けた利益率の改善及び財務体質の安定を実現するためには、必要不可欠であると考えております。また、前記「1 割当予定先の状況 c．割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資を通じて、ハマダとの製造委託関係の強化により収益率の改善を図ることが可能となります。また、本第三者割当増資の結果、当社はハマダの子会社となりますが、ハマダから経営面及び工場運営面での助言を得ると共に、ハマダの信用力を背景とした当社に対する金融機関からの与信も期待できることから、当社の経営面及び工場運営面のみならず、財務面からも当社の企業価値向上に資するものと考えております。

本第三者割当増資は、当社の収益力の改善に向けた利益率の改善及び財務体質の安定の実現に必要と考える資金需要を満たす金額であること、ハマダとの関係を強化することによる当社の企業価値向上を図ることを目的とした結果、大規模な第三者割当に該当することとなりました。

本第三者割当増資により大規模な株式の希薄化が生じることにはなりますが、調達した資金を活用して、二期に亘る大幅な赤字からの脱却を図り、恒常的に利益を出すことの出来る経営体質へ変革することは、中長期的には、当社の企業価値及び株主価値の向上に資すると見込んでおります。また、割当予定先であるハマダは、当社の経営方針及び本第三者割当増資の目的等について十分にご理解いただいた上で、中長期的に保有する方針で引受けの意向を表明されていることから、本第三者割当増資が市場へ及ぼす影響は極力抑えられるものと考えております。

なお、第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、エクイティ・ファイナンス手法での公募増資、株主割当増資、新株予約権発行につきましては、事業運営上において必要と考える資金を迅速かつ確実に調達する手法としては、当社の経営状況・財務状況の下では、実現可能性は乏しいものと考えております。また、銀行借入れや社債による調達については、前記「1 割当予定先の状況 c．割当先予定先の選定理由」に記載いたしましたとおり、今期の損失計上見込みにより既存の金融機関とのコミットメントライン契約に規定する財務制限条項に抵触する見込みであること、金利や手数料等の費用負担が増加することや自己資本比率の低下につながることを考慮すると、事業運営上において必要と考える資金を迅速かつ確実に調達する手法としては、当社の経営状況・財務状況の下では、実現可能性は乏しく、また、財務基盤の安定化の目的からも望ましいものではないと考えております。

以上の点から、他の手法と比較して、本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達手法であると判断しております。

b．大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は1,436,000株（議決権数14,360個）であり、取締役会決議前における発行済株式に係る議決権の数20,757個に対して、69.2%の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、製造設備の規模縮小と稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を目的とした工場設備移転費用、大連子会社での新規案件受注に伴う運転資金、及び製造工程の効率化を図るための設備投資に充当する予定であり、これらは当社の収益力の改善に向けた利益率の改善及び財務体質の安定を実現するためには、必要不可欠であると考えていること、また、前記「1 割当予定先の状況 c．割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資を通じて、ハマダとの製造委託関係の強化により収益率の改善を図ることが可能となり、また、本第三者割当増資の結果、当社はハマダの子会社となりますが、ハマダから経営面及び工場運営面での助言を得ると共に、ハマダの信用力を背景とした当社に対する金融機関からの与信も期待できることから、当社の経営面及び工場運営面のみならず、財務面からも当社の企業価値向上に資すると考えておりますことから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

（当社及び当社の経営者から独立した者からの意見の入手）

当社は、本第三者割当増資が大規模な第三者割当に該当することから、当社及び当社の経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見を入手しております。

具体的には、「弁護士法人大江橋法律事務所（大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号 / 弁護士・池田裕彦氏、浦田悠一氏、平井義則氏、山本洋季氏及び後岡伸哉氏）」（以下「大江橋法律事務所」といいます。）から平成29年5月9日に本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手しました。なお、池田弁護士、浦田弁護士、平井弁護士、山本弁護士及び後岡弁護士は、いずれも、当社の顧問弁護士ではなく、過去及び現在において当社の役員や従業員であったこともありません。また、池田弁護士、浦田弁護士、平井弁護士、山本弁護士及び後岡弁護士は、いずれも、当社の係争事件及び契約交渉等につき当社の代理人となったことはありません。

なお、当社が大江橋法律事務所より入手した本第三者割当増資に関する意見書の概要は、以下のとおりです。

結論

本第三者割当増資につき、その必要性及び相当性は認められると料する。

検討

・資金調達の必要性について

貴社の経営状況は、財務制限条項に抵触するおそれがあり、会計監査人から継続企業の前提に重要な疑義を指摘されている状況の下では、収益力を改善し、財務体質を安定させる必要があることは明らかである。

一方で、具体的資金需要（資金使途）に関しては、以下のとおりである。

設備移転費用については、貴社製品への需要が低下している状況、及び、競業者間での価格競争が激化している状況の下で、製造設備が過剰であるとの貴社経営判断に基づき、貝塚工場の建屋を第三者に売却し、貝塚工場内の製造設備の一部をハマダが姫路市に有している化工機工場の隣接地に移転することは、コスト削減及び収益率改善の実効性があること、また、移転費用の内訳についても不合理なものであるとは認められず、資金需要は認められる。

運転資金については、貴社と日立造船との合併会社である大連子会社が受注しているプロジェクトに関し、仕入先に対する代金の支払い（出金）が顧客からの代金支払い（入金）に先立つことから、大連子会社の運転資金の確保が必要となる一方で、貴社の経営状況・財務状況の下では、大連子会社は、独自に金融機関から資金調達を実行することは困難であることなどから、貴社が資金調達を行って、大連子会社の資金需要を充たす必要があると認められる。

新規設備購入については、貝塚工場の製造設備老朽化に伴い、貴社、ハマダ及び瀋陽水務集団有限公司の合併会社である瀋陽子会社が有する貴社のノウハウの詰まった最新の製造設備を購入・活用することで、貴社ノウハウの流出を防止しつつ製造効率を向上させることにより収益力の改善を見込んでいるが、経営判断として一定の合理性が認められ、製造設備の購入費用としての資金需要が認められる。

以上より、貴社には具体的資金需要が認められる。

・本第三者割当増資による相当性について

(1) 資金調達方法の相当性

第三者割当増資の資金調達の手法に関し、貴社の経営状況・財務状況の下では、公募増資、株主割当増資、新株予約権の発行は、実現可能性が乏しいと考えられる。また、新株予約権の発行では、直ちに前記の資金需要を充たすことは困難である。

また、貴社の経営状況・財務状況の下では、銀行借入れ及び社債の発行もまた実現可能性が乏しいと考えられるうえ、これらの資金調達方法では財務体質の改善に資さないという難点がある。

以上から、貴社の経営状況・財務状況の下では、第三者割当増資は、貴社にとって、ほぼ唯一の現実的な資金調達方法であると考えられる。

(2) 割当先の相当性

ハマダは、長きにわたる貴社のビジネス・パートナー、大株主として、貴社の事業環境や技術内容を深く理解している。貴社は、貝塚工場の製造設備の一部と瀋陽子会社の製造設備をハマダの化工機工場の隣接地に移転し、ハマダに対して従来自社でも行っていた工程（溶接、組立てなど）の一部を委託して同社への委託比率を引き上げ、製造設備の稼働率の向上、配送費の削減を見込んでおり、ハマダもかかる計画に賛同している。

また、貴社は、ハマダ以外にも複数の支援候補先を具体的に検討したうえで、貴社の経営状況・財務状況の下では、ハマダが安定株主として貴社株式を長期的に継続して保有する方針を有していること、業務上の連携強化を通じた業務効率化・収益力改善効果が見込まれることも踏まえ、早急に収益力を改善し、財務体質を安定させるという資金調達目的との関係で、ハマダが最適な割当先であると判断している。

以上の判断は、経営判断として不合理なものであると認められず、ハマダには本第三者割当増資における割当先として相当性が認められる。

(3) 発行条件の相当性

本第三者割当増資の払込金額については、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前取引日である平成29年5月9日を含む直近1ヶ月の終値の平均値から10%を超えない範囲内でディスカウントした価格をハマダと協議の上で決定することを予定している。過去1ヶ月の終値の平均値を基準としたのは、貴社による開示の有無に関わらず、一時的に出来高が増加し、株価が大きく変動している状況の下においては一時点の株価よりも一定期間の平均株価を用いることが望ましく、他方で、貴社による開示である大口受注のお知らせに起因する株価の上昇をあまりに希薄にするのは適切ではないとの判断であり、ディスカウントの前提となる価格基準の設定に関する貴社の判断には、特段不合理な点は認められない。以上を前提とすると、本第三者割当増資は、仮に払込金額が取締役会決議の直前取引日である平成29年5月9日の終値の90%を下回ったとしても、貴社が当該直前取引日の終値を勘案しない理由及び払込金額を決定するための期間を採用した理由を適切に開示する限り、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に適合しており(同指針1.(1)ただし書、2.)、有利発行には該当しないと考えられる。

また、本第三者割当増資に伴う希薄化率は69.2%に及ぶため、本第三者割当増資には、既存の株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できないものの、本第三者割当増資によって貴社が調達を予定している金額と具体的資金需要の認められる金額とは整合しており、必要な限度での資金調達といえる。加えて、本第三者割当増資による資金が前記の用途に充てられた場合には、ハマダとの前記連携の強化と相まって、収益力の改善、財務体質の安定が見込まれ、既存株式の価値の維持・向上に資すると考えられる。

以上のとおり、大江橋法律事務所より、本第三者割当増資には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の第12期有価証券報告書及び第12期訂正有価証券報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出以降、本有価証券届出書提出日までの間において、追加及び変更がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の追加及び変更箇所を記載したものであり、追加及び変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日においても変更の必要はないものと判断しております。

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

(1) 至 (14) 略

(15) 財務制限条項

当社は、取引金融機関との間で締結している貸出コミットメント契約を平成28年9月末日に更新しています。更新に当たってコミットメントラインを構成する銀行団と契約条件の見直しを行った結果、次の財務制限条項が追加されました。追加された財務制限条項は、平成27年9月末日に終了した貸出コミットメント契約に付されていたものと同様です。

「平成29年6月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における報告書等における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成28年6月期末日における報告書等における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の事業年度末日における報告書等の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。」

なお、更新前の原契約に付されていた「平成27年6月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における報告書等における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。」は、継続して付されています。

(16) 至 (18) 略

(19) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において、売上が著しく減少し、その結果、重要な営業損失を計上しました。また、営業キャッシュ・フローは継続してマイナスとなりました。こうした状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していました。当第3四半期連結累計期間においても、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上いたしました。背景として、エネルギー関連事業では、原油価格が一定の水準まで回復してきており、中国においてプラント建設の動きはあるものの、既存の認証サプライヤー間の価格競争は依然として厳しく、また、新たな準サプライヤーが中国において現れたことから、価格競争は一層激化することとなりました。水関連事業では、海外で受注を見込んでいた案件が進展せず、国内でも受注済案件の工事の進行が遅れたため、売上に大きく寄与することが出来ませんでした。

さらに、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても経常損失を計上する見通しとなったことにより、今後、当社が取引金融機関との間で締結しているコミットメントライン契約の財務制限条項に抵触する可能性があります。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当社グループは、これらの事象又は状況に対応すべく、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を改善するための対

「応策」に記載の対応策に取り組んでいますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(20) 株式の希薄化に関するリスク

当社は、平成29年5月10日開催の取締役会において新株式発行の決議を行っており、本第三者割当増資により発行する普通株式の数は、1,436,000株（議決権数14,360個）であり、平成28年12月31日現在の当社の発行済株式に係る議決権の数20,757個に対して、69.2%の割合で既存株式の希薄化が生じることとなります。

この結果、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社の株価に影響を及ぼすおそれがあります。

(21) 割当先が親会社となるリスク

平成29年5月10日開催の取締役会決議に基づき、普通株式1,436,000株が発行された場合、株式会社ハマダが保有する当社普通株式に係る議決権保有割合（平成28年12月31日現在の総議決権数に新規発行の14,360個を加算した数を基準とします。）は50.86%となることが見込まれ、同社は当社の親会社に該当することになります。

当社の経営方針についての考え方や利害関係が株式会社ハマダとの間で常に一致するとの保証はなく、株式会社ハマダによる当社の議決権行使及び保有株式の処分の状況等により、当社の事業運営及び当社普通株式の需要関係等に影響を及ぼす可能性があります。

2 設備計画の変更

後記下部「第四部 組込情報」の第12期有価証券報告書に記載の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成29年5月10日）現在以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 新設工場 (注) 1	兵庫県姫 路市網干 区	エネルギー 関連事業及 び水関連事 業	生産設備	100,000	-	増資資金 (注) 2	平成29年5月	平成29年9月	(注) 3

(注) 1. 新設工場の事業所名は未定です。

2. 増資資金は、平成29年6月2日を払込期日とする第三者割当増資によって調達する資金です。

3. 「完成後の増加能力」については、精査中です。

3 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期事業年度）提出日（平成28年9月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成29年5月10日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（平成28年9月30日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

平成28年9月28日開催の当社第12期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年9月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）について、事業目的を一部追加するものです。

第2号議案 取締役5名選任の件

三村 等、山田克彦、石田知孝、大岩忠男、梅津泰久を取締役に選任するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	12,690	68	-	（注）1	可決（99.47）
第2号議案					
三村 等	12,668	91	-	（注）2	可決（99.29）
山田 克彦	12,669	90	-	（注）2	可決（99.29）
石田 知孝	12,669	90	-	（注）2	可決（99.29）
大岩 忠男	12,668	91	-	（注）2	可決（99.29）
梅津 泰久	12,668	91	-	（注）2	可決（99.29）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(平成28年11月24日提出の臨時報告書)

1．提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2．報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの JAIC-中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	2,123個	10.23%
異動後	1,862個	8.97%

（注）1．異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算は、当社が平成28年9月28日に提出した第12期有価証券報告書に記載された平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数（20,757個）を分母として計算しています。

2．「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しています。

(3) 当該異動の年月日

平成28年10月31日

(4) その他の事項

当該異動の経緯

平成28年11月2日付で当該株主より関東財務局に提出されました大量保有報告書（変更報告書）により、当社は主要株主の異動を確認しました。なお、当該異動については、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 787,350千円

発行済株式総数 普通株式 2,101,000株

（平成29年2月9日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

当社は、平成29年2月9日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2. 報告内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
梅津 泰久 (昭和36年6月30日生)	代表取締役社長	取締役 (社外取締役)	平成29年2月9日	-株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
三村 等 (昭和24年1月22日生)	取締役会長	代表取締役社長	平成29年2月9日	7,200株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴
梅津 泰久	昭和59年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成12年11月 日本アジア投資(株)入社 海外本部長 平成13年3月 同社米国法人JAIC America, Inc. 社長 平成21年4月 マエストロパートナーズLLP（現マエストロパートナーズ(株)）設立 代表取締役 平成23年9月 当社社外取締役

（平成29年2月10日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2. 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成29年2月9日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

平成29年6月期第2四半期において、業績の状況等を踏まえ繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、繰延税金資産を取崩すこととしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成29年6月期第2四半期の個別決算において、繰延税金資産を取崩し、法人税等調整額58,979千円を計上しました。なお、連結決算においても同額の影響を与えています。

(平成29年5月10日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しました。

また、当社は、平成29年5月10日開催の当社取締役会において、株式会社ハマダを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を行うことを決議いたしました。本第三者割当増資に伴い、当社の親会社及び主要株主の異動が見込まれます。

そこで、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

1. 当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象に関する事項(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく開示)

(1) 当該事象の発生年月日

平成29年5月10日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社が、営業政策上、受注に先行して製作を進めていた仕掛品のうち、長期にわたりプロジェクトの開始時期が延期されることとなった案件に係る仕掛品及びプロセス・オーナーの判断により製品仕様が変更されることとなった案件に係る仕掛品について、収益性の低下が認められたため、これらの仕掛品を評価した結果、処分可能価額まで評価損を計上します。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成29年6月期第3四半期連結決算において、たな卸資産評価損242,390千円を売上原価として計上します。なお、当社個別決算においても同額の影響があります。

2. 親会社の異動(予定)に関する事項(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく開示)

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

親会社となる予定の会社

名称	株式会社ハマダ
住所	兵庫県姫路市網干区新在家1261番地の12
代表者の氏名	代表取締役社長 帽田 泰輔
資本金の額	55,020千円
事業の内容	プラント建設工事、機械設備の製造、土木建築一式工事等

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	3,500個	16.86%
異動後	17,860個	50.86%

(注) 1. 総株主等の議決権に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

2. 異動前の総株主等の議決権に対する割合は、平成28年12月31日現在の総株主の議決権の数20,757個を分母とし、異動後の総株主等の議決権に対する割合は、当該20,757個に、本第三者割当増資に伴い増加する議決権の数14,360個を加えた議決権の数35,117個を分母として計算しております。

3. 当社の単元株式数は100株です。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

本第三者割当増資の払込みが完了することにより、株式会社ハマダは、当社の親会社に該当することになります。

当該異動の年月日

平成29年6月2日（本第三者割当増資の払込期日）

3. 主要株主の異動（予定）に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号に基づく開示）

(1) 当該異動に係る主要株主でなくなるものの名称

主要株主でなくなるもの 日立造船株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主でなくなるものの所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	3,000個	14.45%
異動後	3,000個	8.54%

（注）1．総株主等の議決権に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

2．異動前の総株主等の議決権に対する割合は、平成28年12月31日現在の総株主の議決権の数20,757個を分母とし、異動後の総株主等の議決権に対する割合は、当該20,757個に、本第三者割当増資に伴い増加する議決権の数14,360個を加えた議決権の数35,117個を分母として計算しております。

3．当社の単元株式数は100株です。

(3) 当該異動の年月日

平成29年6月2日（本第三者割当増資の払込期日）

4. その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 787,350千円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 2,101,000株

4 最近の業績の概要について

平成29年5月10日開催の当社取締役会において承認された平成29年6月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載されている第13期第3四半期累計期間（自平成28年7月1日至平成29年3月31日）に係る四半期財務諸表は以下のとおりであります。

なお、これらは「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成したものではありません。また、この四半期貸借対照表及び四半期損益計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していないため、四半期レビュー報告書は受領していません。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	964,691	1,381,136
受取手形及び売掛金	2,323,558	2,334,177
商品及び製品	4,891	4,151
仕掛品	427,011	167,510
原材料及び貯蔵品	645,208	544,382
繰延税金資産	60,418	-
その他	66,336	108,235
貸倒引当金	40,084	150,863
流動資産合計	4,452,031	4,388,731
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,156,880	1,147,125
機械装置及び運搬具（純額）	377,473	349,573
リース資産（純額）	179,852	171,010
建設仮勘定	29	-
その他（純額）	75,262	76,764
有形固定資産合計	1,789,499	1,744,473
無形固定資産	279,480	278,242
投資その他の資産		
繰延税金資産	9,004	8,071
その他	113,042	107,020
貸倒引当金	-	324
投資その他の資産合計	122,047	114,768
固定資産合計	2,191,027	2,137,484
資産合計	6,643,059	6,526,215

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成28年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	605,064	486,396
短期借入金	1,824,220	2,141,600
1年内返済予定の長期借入金	542,667	411,801
1年内償還予定の社債	95,000	80,000
未払法人税等	4,622	14,615
繰延税金負債	13,045	12,644
賞与引当金	3,661	31,442
工事損失引当金	15,342	-
その他	179,307	143,951
流動負債合計	3,282,931	3,322,451
固定負債		
社債	140,000	60,000
長期借入金	740,856	1,142,920
退職給付に係る負債	80,526	87,942
資産除去債務	73,666	75,692
その他	164,647	152,112
固定負債合計	1,199,696	1,518,666
負債合計	4,482,628	4,841,118
純資産の部		
株主資本		
資本金	787,350	787,350
資本剰余金	810,047	810,047
利益剰余金	47,062	470,549
自己株式	21,000	21,041
株主資本合計	1,623,460	1,105,806
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	2,223	4,871
為替換算調整勘定	86,133	135,595
その他の包括利益累計額合計	83,910	140,466
非支配株主持分	453,060	438,824
純資産合計	2,160,430	1,685,097
負債純資産合計	6,643,059	6,526,215

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第3四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成28年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成29年3月31日)
売上高	1,750,557	2,171,998
売上原価	1,406,625	1,833,407
売上総利益	343,932	338,591
販売費及び一般管理費	967,085	843,107
営業損失()	623,153	504,516
営業外収益		
受取利息	979	864
スクラップ売却益	9,940	13,208
為替差益	-	25,912
補助金収入	11,384	12,349
その他	6,973	10,567
営業外収益合計	29,277	62,902
営業外費用		
支払利息	30,388	26,908
為替差損	127,700	-
支払手数料	28,907	3,136
減価償却費	-	10,131
その他	929	2,002
営業外費用合計	187,924	42,177
経常損失()	781,800	483,792
特別利益		
固定資産売却益	-	301
特別利益合計	-	301
特別損失		
固定資産除却損	532	665
事業整理損	-	2,446
特別損失合計	532	3,111
税金等調整前四半期純損失()	782,332	486,602
法人税等	103,083	68,227
四半期純損失()	885,416	554,830
非支配株主に帰属する四半期純損失()	76,994	37,218
親会社株主に帰属する四半期純損失()	808,421	517,611

(四半期連結包括利益計算書)
(第3四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年7月1日 至平成28年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年7月1日 至平成29年3月31日)
四半期純損失()	885,416	554,830
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	861	7,094
為替換算調整勘定	226,335	72,444
その他の包括利益合計	227,196	79,539
四半期包括利益	1,112,612	475,291
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	956,120	461,055
非支配株主に係る四半期包括利益	156,492	14,235

（3）四半期連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

当社グループは、前連結会計年度において、売上が著しく減少し、その結果、重要な営業損失を計上しました。また、営業キャッシュ・フローは継続してマイナスとなりました。こうした状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していました。当第3四半期連結累計期間においても、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上いたしました。背景として、エネルギー関連事業では、原油価格が一定の水準まで回復してきており、中国においてプラント建設の動きはあるものの、既存の認証サプライヤー間の価格競争は依然として厳しく、また、新たな準サプライヤーが中国において現れたことから、価格競争は一層激化することとなりました。水関連事業では、海外で受注を見込んでいた案件が進展せず、国内でも受注済案件の工事の進行が遅れたため、売上に大きく寄与することが出来ませんでした。

さらに、平成29年5月10日公表の「たな卸資産評価損及び貸倒引当金の計上並びに通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても経常損失を計上する見通しとなったことにより、今後、当社が取引金融機関との間で締結しているコミットメントライン契約の財務制限条項に抵触する可能性があります。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当社グループは、これらの事象又は状況に対応すべく、以下の諸施策を遂行することで当該事象又は状況を解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

収益力の改善

a．エネルギー関連事業から水関連事業へのシフト

当期首より、「エネルギー」から「水」へと主力セクター変更を掲げ、新たな体制で水関連事業の営業に注力してきました。海外の水関連事業は、以前より営業活動を進めてまいりましたが、受注を見込んでいた案件が進展しておらず、経営資源の有効活用の面から海外案件の営業活動について見直しています。今後は国内市場にターゲットの重点を絞り、掘り起こしに注力することで受注拡充を図ります。なお、海外案件については、継続案件並びにケミレスに対して既に需要があるベトナム・マレーシア・タイに営業活動範囲を絞り受注拡充を進めています。

b．利益率の改善

エネルギー関連事業では、価格競争が激化し粗利率が低下していることから、安値受注を回避するとともに原価管理を強化し、利益が出る案件の確保に努めます。水関連事業では、国内需要の掘り起こしを進め、利益率の高い受注拡充を図ることで収益の拡大に努めます。

c．抜本的なコスト削減

当期首から取り組んでいる製造固定費並びに販売費及び一般管理費の削減を継続するとともに、海外の水関連事業において先行投資として支出していた海外渡航費等の経費を削減します。また、現状の売上規模では当社グループの工場設備は過剰であることから、工場設備の在り方を検討し、貝塚工場の移転及び売却の方針を平成29年5月10日開催の取締役会において決議しています。これらにより、筋肉質な体制への移行を推進いたします。

財務体質の安定

a．事業資金の確保

当面の事業資金を確保することを目的として、取引金融機関から支援を得るべく協議を進めています。

b．資本の充実

資本の充実を図るため、重要な後発事象に記載のとおり、当社は、平成29年5月10日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行（払込期日は平成29年6月2日）を決議しています。

しかしながら、収益力の改善については実施途上であること、財務体質の安定については金融機関と協議を行いながら進めている途上であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していません。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

該当事項はありません。

（四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用）

原価差異の繰延処理

操業度の時期的な変動により発生した原価差異は、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれる場合、当該原価差異を流動資産（その他）として繰り延べています。

税金費用の計算

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

ただし、当該見積実効税率を用いて算定すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっています。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を第1四半期連結会計期間から適用しています。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前第3四半期連結累計期間(自平成27年7月1日至平成28年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	エネルギー関連	水関連	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,000,431	750,126	1,750,557	-	1,750,557
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,000,431	750,126	1,750,557	-	1,750,557
セグメント損失()	219,571	3,254	222,825	400,327	623,153

(注)1. セグメント損失の調整額 400,327千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に、各報告セグメントに帰属しない役員及び管理部門に係る人件費、経費等の一般管理費です。

2. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年7月1日至平成29年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	エネルギー関連	水関連	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,255,174	916,824	2,171,998	-	2,171,998
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,255,174	916,824	2,171,998	-	2,171,998
セグメント利益又は損失()	188,939	9,290	179,649	324,867	504,516

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額 324,867千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に、各報告セグメントに帰属しない役員及び管理部門に係る人件費、経費等の一般管理費です。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

（第三者割当増資）

当社は、平成29年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社ハマダに対する第三者割当による新株式の発行を決議しました。

(1) 発行株式数	普通株式	1,436,000株
(2) 払込金額	1株につき	648円
(3) 払込金額の総額		930,528,000円
(4) 増加する資本金の額		465,264,000円
(5) 増加する資本準備金の額		465,264,000円
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による	
(7) 割当先及び割当株数	株式会社ハマダ	1,436,000株
(8) 申込期日	平成29年6月2日	
(9) 払込期日	平成29年6月2日	
(10) 資金使途	設備移転費用 運転資金 新規設備購入	

なお、普通株式1,436,000株が発行された場合、株式会社ハマダが保有する当社普通株式に係る議決権保有割合（平成28年12月31日現在の総議決権数に新規発行の14,360個を加算した数を基準とします。）は50.86%となることが見込まれ、同社は当社の親会社に該当することになります。

（重要な設備投資）

当社は、平成29年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり、設備投資を行うことを決議しました。

(1) 目的

製造設備の規模縮小と稼働率の向上、及び配送費の削減による収益率の改善を目的として、貝塚工場を第三者割当増資の割当先である株式会社ハマダの化工機工場の隣接地へ移転します。

(2) 設備投資の内容

移転予定地	: 兵庫県姫路市網干区近郊
設備内容	: スクリーン等の製造工場の建屋及びクレーン等の整備
投資予定額	: 100,000千円

(3) 移転予定時期

平成29年9月

(4) 当該設備が営業・生産活動に及ぼす重要な影響

貝塚工場の移転計画の詳細は、現在、策定中です。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 至	平成27年7月1日 平成28年6月30日	平成28年9月28日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第12期)	自 至	平成27年7月1日 平成28年6月30日	平成29年5月8日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期第2四半期)	自 至	平成28年10月1日 平成28年12月31日	平成29年2月10日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年9月28日

株式会社ナガオカ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 土居 正明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナガオカの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガオカ及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年9月28日

株式会社ナガオカ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 土居 正明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナガオカの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガオカの平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月10日

株式会社ナガオカ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土居 正明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 潔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナガオカの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年7月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナガオカ及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、売上高が著しく減少し、重要な営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローは継続してマイナスとなった。当第2四半期連結累計期間においても、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しており、さらに、前連結会計年度に引き続き当連結会計年度においても経常損失を計上する見通しとなったことに伴い、金融機関との間で締結しているコミットメントライン契約の財務制限条項に抵触する可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。